

労働基準法の一部を改正する法律案要綱

第一 労働者名簿等の書類の保存期間の延長

労働者名簿、賃金台帳及び雇入れ、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類（以下「労働者名簿等」という。）の保存期間について、五年間に延長することとする。 （第九十九条関係）

第二 付加金の請求を行うことができる期間の延長

付加金の請求を行うことができる期間について、違反があった時から五年に延長することとする。 （第十四条関係）

第三 賃金請求権の消滅時効期間の見直し等

賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間を五年間に延長するとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時であることを明確化することとする。 （第十五条関係）

第四 経過措置

第一から第三までによる改正後の労働基準法第九十九条、第十四条及び第十五条の規定の適用につ

いて、労働者名簿等の保存期間、付加金の請求を行うことができる期間及び賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間は、当分の間、三年間とすることとする。 （第四百四十三条関係）

第五 施行期日等

一 施行期日

この法律は、民法の一部を改正する法律の施行の日（令和二年四月一日）から施行すること。 （附則 第一条関係）

二 経過措置

この法律の施行前に労働基準法第一百四十四条に規定する違反があつた場合の付加金の請求期間及び賃金（退職手当を除く。）の支払期日が到来した場合の当該賃金の請求権の消滅時効の期間については、なお従前の例によることとする。 （附則第二条関係）

三 検討

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定について、その施行の状況を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を

講ずるものとする。

(附則第三条関係)